

改正 1

素案 ver.2 20231113

白石町協働の推進によるまちづくり条例

令和 6 年〇月〇日
条例第〇号

人と大地がうるおい輝く豊穡のまち 白石。

私たちの町は、豊かな白石平野の大地と有明海の恵みに支えられ、先人たちが築き上げてきた歴史と文化が光り輝く町です。

少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、私たちは、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを進める必要があり、そこで、地域の課題に関心を持ち、住民同士が話し合い、全ての人々による協働のまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本原則を明らかにするとともに、住民参加と協働の推進に関する基本的な事項を定め、住み続けられる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該の各号に定めるところによる。

- 協働のまちづくり 町民等及び町が、それぞれの役割を認識し、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決に相互に連携・協力し合うことで、まちづくりを進めることをいう。
- 町民 町内に居住する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。
- 町民等 町民及び町内で事業を営み、又は活動する個人及び法人、その他の団体をいう。
- 地域コミュニティ 地域住民が連携・協力しながら、自分たちの力で住みよいまちにしていこうと活動する住民同士のつながりをいい、その活動を行う組織を地域コミュニティ組織という。
- 地域活動 地縁を基礎として組織された団体等による地域コミュニティ活動をいい、その活動を行う団体を地域活動団体という。
- 市民活動 町民等が行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のあ

コメントの追加 [辻1]: 前回会議を踏まえ「まちづくり」にしました。以下、条文についても「まちづくり」に統一しました。

コメントの追加 [辻2]: 前回会議を踏まえ修正しました。

コメントの追加 [辻3]: 協働のまちづくりを最初に説明した方ががいいのではないかとということで、(1)にしています。

コメントの追加 [辻4]: 連携・協力の形に統一しました。

コメントの追加 [辻5]: 事業者は「町民等」に含める整理をしました。
それに伴い、事業者の条文、文言を削除しました。

コメントの追加 [辻6]: (5) の地域活動団体と類似しているが、地域活動団体の解散等を受け、文化の継承や、未来的・発展的な目的をもって活動をする組織と整理しました。浮立保存会、サロン、など

コメントの追加 [辻7]: 行政区と自治会について、現状では町の整理ができていない中で「自治会」を先行して使用することは難しいと判断しましたので、「行政区や自治公民館をはじめとする」を削除し、地縁を～の形にしました。

ここには、既存の消防団、子どもクラブ、婦人会、老人会、三夜待、お茶講、隣保班等（以前は数多くあり地域が機能していたが、だんだんと解散が増え活動が維持できなくなっている団体）が含まれると整理しました。

コメントの追加 [辻8]: 地域を限定しない団体と整理し、市民活動団体の定義を加えました。子育てサークル、災害ボランティア、NPO など

る社会貢献活動をいい、その活動を行う団体を市民活動団体という。

- (7) **地域づくり協議会** おおむね小学校区の単位で、地域活動や市民活動を含む協働のまちづくりを推進する地域**コミュニティ**組織をいう。

(基本原則)

第3条 町民等及び町は、対等な関係で役割を分担しながら連携・協力して、協働のまちづくりを推進する。

- 2 町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加する。
- 3 町民等及び町は、まちづくりに関する情報を相互に共有し、協働のまちづくりへの参加を推進する。

(町民等の役割と取組)

第4条 町民等は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に**取り組む**ものとする。

(町の役割と取組)

第5条 町は、町民等、地域コミュニティ組織、地域活動団体及び市民活動団体と連携して地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に取り組み、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。

(地域コミュニティ組織及び地域活動団体の役割と取組)

第6条 **地域コミュニティ組織**及び地域活動団体は、町民等及び町と連携し、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努めるものとし、地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。

(市民活動団体の役割と取組)

第7条 市民活動団体は、自らの活動が広く町民等に理解され、まちづくりの主体である町民等及び町との連携・協力を努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

コメントの追加 [辻9]: 地域運営組織の言葉が難しいのではないかなというので、修正しました。「まちづくり協議会」がわかりやすいという意見もありますが、本町では市ではなく、市町村合併後も町であることなどから、「地域づくり協議会」がしっくりくるのではと整理しました。

コメントの追加 [辻10]: 文末の表現を、「する」「するものとする」のどちらにするかについて、基本原則は、協働のまちづくりの基本となる手段や進め方としては、わかりやすく「する」の方がいいのではないかなということで、「する」に統一しました。

コメントの追加 [辻11]: 参加するよう努める→取り組む「参加」は主体が別にあって受け身にも捉えられることから、「取り組む」としました。

コメントの追加 [辻12]: 地域づくり協議会の設立に取り組むのは、地域活動団体に加え、地域コミュニティ組織も含まれることから、地域コミュニティ組織を加えました。